

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例

岡山県環境文化部環境企画課新エネルギー・温暖化対策室

総括副参事
主事

北村 幸治
川田 航

1 条例制定に至った背景

(1) 太陽光発電の状況

地球温暖化対策が喫緊の課題となる中、本県では「おかやま新エネルギービジョン」(平成23年3月策定。同29年3月改定)において、太陽光発電を重点分野の一つとし、雨の日が少なく「晴れの国」と言われている本県の強みを活かし、家庭や地域への太陽光発電の普及拡大を図ることをしています。

また、平成24年に施行された、いわゆるFIT法(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法)により「固定価格買取制度」が導入されて以降、本

県においても、太陽光発電は着実に普及が進みました。

(2) 県民からの声

太陽光発電の普及が図られる中、森林伐採等による土砂災害発生に対する懸念、不安等から、特に山林の斜面等への太陽光発電施設の設置に対し、反対の声が聞かれるようになりました。

そうした折、平成30年7月豪雨が発生し、太陽光発電施設に関して言えば本県では大きな被害は報告されませんでした。他都道府県では山林の斜面などに設置された太陽光発電施設の崩落等が発生したことなどにより、

県内における太陽光発電施設(稼働済み)の状況
(平成31年3月現在)

	発電出力 10kW未満	発電出力 10kW以上	うち1MW 以上	計
件数(件)	60,982	21,067	156	82,049
出力(kW)	272,860	1,249,030	588,822	1,521,890

※ 資源エネルギー庁「固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイトを」を基に作成

太陽光発電の導入に当たって県民の不安を解消し、安全で安心な生活の確保に配慮した太陽光発電の普及及び拡大に寄与することを目的として制定。太陽光発電施設の設置禁止区域を設け、例外的に設置を求める場合には知事の許可が必要としたほか、県は当該施設等に対し立入調査・指導・助言等を行うことができるなどとした。太陽光発電施設の設置禁止区域を定めた条例は都道府県では全国初となる。

県民の懸念、不安等の声が一層高まる事態となりました。

(3) 条例の制定へ

こうした状況を受け、他道府県の対応を調査するなど、太陽光発電施設の安全な導入に向けた条例の制定について研究を進め、岡山県議会平成30年11月定例会において、知事が条例制定を検討する旨を公表する運びとなりました。

2 条例制定までの流れ

(1) 条例案の概要の公表及びパブリックコメントの実施

平成31年1月、条例案の概要を公表すると同時に、パブリックコメントを実施（平成31年1月24日～2月25日）し、県民の皆様から176件の貴重な御意見が寄せられました。

(2) 条例制定

パブリックコメントを受け、内容を一部修正するなどした上で、岡山県議会令和元年6月定例会に条例案を上程し、全会一致で可決されたところです。

なお、施行日は条例の周知期間を考慮し、令和元年10月1日としました。

3 条例の内容等

(1) 目的

太陽光発電施設が防災及び生活環境その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設の安全な導入の促進について必要な事項を定めることにより、県民の安全で安心な生活の確保に配慮した太陽光発電の普及及び拡大に寄与することを、条例の目的としました。

(2) 設置者が守るよう努めるべき事項

太陽光発電施設の設置者に対し、県が定める次の事項を守るよう努めなければならない旨、規定しました。

太陽光発電施設に関しては、その普及が進む中、様々な懸案事項が取り沙汰されています。そうした懸案事項に対応すべく、地域住民との適切なコミュニケーションを図ることなど、太陽光発電施設の設置に係る事業計画の作成から事業終了に至るまでの間、設置者に努力義務を課すものです。

【県が定める事項】

- ・ 地域住民との適切なコミュニケーション
- ・ 適切な土地の選定、開発計画の策定、設計及び施工
- ・ 稼働音、電磁波、反射光等に対する地域住民や周辺環境への配慮

・ 保守点検及び維持管理に係る実施体制の構築及び実施

・ 破損による被害発生等の市町村等への連絡及び施設外へ影響が及ばないための適切な措置

・ 防災、安全、環境保全、景観保全等に関する対策の実施確認や近隣への配慮

・ 固定価格買取制度による調達期間終了後の事業継続

・ 事業終了後の速やかな施設撤去等の必要な措置

(3) 設置禁止区域を規定

土砂災害の発生するおそれが特に高い次の区域について、太陽光発電施設の設置を禁止しました。設置禁止区域に例外的に設置する場合には、出力規模にかかわらず、知事にによる許可が必要となります。

これは、条例制定の背景として、太陽光発電施設の設置が土砂災害等の発生を誘発するのではないかと懸念、不安等があることから、既存法令により土砂災害発生のおそれが特に高いとされる区域への設置を原則禁止としたものです。

【設置禁止区域】

- ・ 砂防指定地（砂防法第2条・岡山県砂防指定地等管理条例第2条第1項）

- ・地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条第1項）
- ・急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項）
- ・土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項）

（4）設置に適さない区域を規定

土砂災害の発生するおそれが高い次の区域について、設置に適さない区域としました。当該区域に発電出力50kW以上の施設を設置する場合は、工事に着手する60日前までに、知事への届出が必要となります。

これは、設置禁止とまではしないものの、土砂災害発生のおそれが高い区域であることから、県として太陽光発電施設の設置を事前に把握し、適切な指導・監督が行えるように規定したものです。

【設置に適さない区域】

- ・土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項）

4 条例制定後の動き

（1）周知啓発

条例の周知啓発のため、県内の一定規模以上のFIT認定事業者約500社にリーフレットを郵送したほか、太陽光発電関連団体に対する会員への周知依頼、市町村担当者を対象とした説明会の開催などを実施しました。

また、今回の条例制定については、地元マスメディアにも複数回取り上げていただいたところでした。

（2）条例制定の効果

条例制定後しばらくの間は、日に十数件程度の問合せがありました。

その中でも、設置禁止区域についての問合せは、条例に対する反発の声を含め数多く寄せられたところですが、条例の趣旨を丁寧に説明することで「岡山県で太陽光発電の適地を探す際、設置禁止区域は最初から候補地としない。」「元々計画していた区域の一部が設置禁止区域となったが、当該区域は開発計画から外す。」といった発言を聞くところとなりました。

これらの反応は、条例制定に当たったの「危険な土地への設置をなくしたい」という考えに合致するものであり、まずは条例制定によ

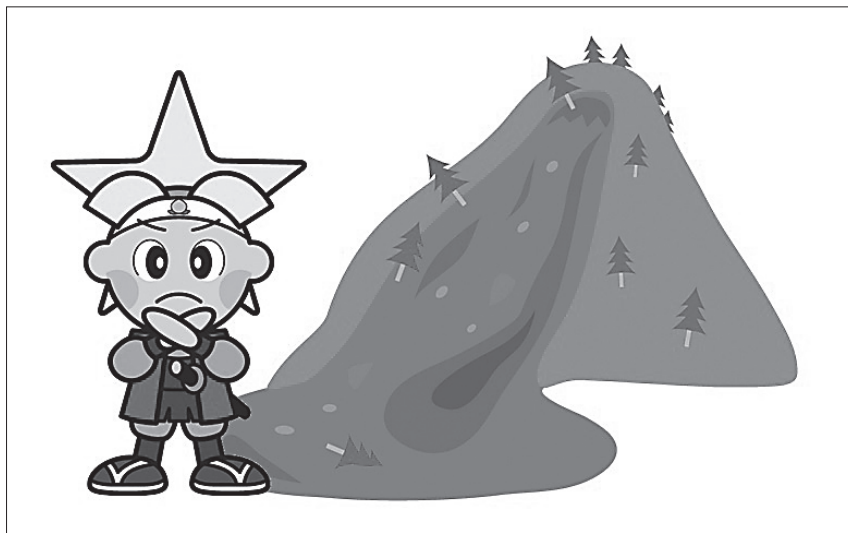
り一定の成果が得られたものと考えています。

5 課題と今後の展望

（1）条例制定後の課題

条例施行後、その事務を行う中で次のような課題を感じているところです。

- ① 条例の更なる周知啓発



② 設置許可事務の適切な実施

- ・ 設置禁止区域への例外的な設置に関する許可事務等を、条例に沿って適切に実施していく必要があります。

③ 再生可能エネルギーの普及拡大

- ・ 太陽光発電は再生可能エネルギーの普及拡大のための柱の一つであり、おみやま新エネルギービジョン等に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大に努めていく必要があります。

(2) 今後の展望

条例施行後に見えてきた課題の解決を図るとともに、条例の適切な運用を行うことにより、県民の安全・安心の確保につなげ、条例の目的である太陽光発電施設の安全な導入の促進を目指していきたいと思えます。

●第56号 (2019年2月発売) 定価(本体1,150円+税)

・特集 災害時の避難行動要支援者等への支援

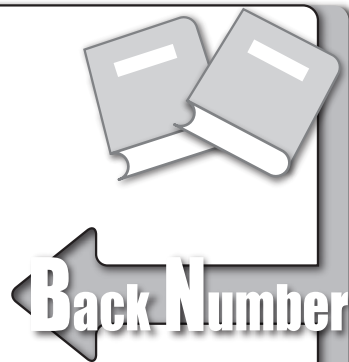
災害時における避難行動の現状と課題
 避難行動要支援者支援体制の構築について
 水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律第31号)について～避難確保計画を中心に～
 大分県別府市 行政・地域・事業者らの連携による個別支援計画作成と訓練実施
 東京都杉並区 「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」制度
 新潟県三条市 共助を主体とした災害時要援護者支援の取組について
 福岡県久留米市 「避難行動要支援者名簿」を活用した図上訓練～地域での「よい支援体制づくり」を目指した地域・行政協働の取組～
 遊佐町災害対策基本条例
 ひょうご防災減災推進条例

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

福岡県犯罪被害者等支援条例
 浦添市里浜の保全及び活用の促進に関する条例
 ひょうご防災減災推進条例

・トピックス

「地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会報告書」等について
 「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」改訂版の解説
 民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)の解説



商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい | フリーコール(通話料無料) | TEL: 0120-953-431 | Web | URL: https://gyosei.jp
 受付時間: 月～金 9時から17時 | FAX: 0120-953-495 | 案内